

令和4年度横浜市予算について

横浜市報第97号 別冊

令和4年第1回横浜市会定例会

目 次

(予算議案)

市第100号議案	令和4年度	横浜市一般会計予算	……………	1
市第101号議案	令和4年度	横浜市国民健康保険事業費会計予算	……………	21
市第102号議案	令和4年度	横浜市介護保険事業費会計予算	……………	24
市第103号議案	令和4年度	横浜市後期高齢者医療事業費会計予算	……………	28
市第104号議案	令和4年度	横浜市港湾整備事業費会計予算	……………	31
市第105号議案	令和4年度	横浜市中央卸売市場費会計予算	……………	36
市第106号議案	令和4年度	横浜市中央と畜場費会計予算	……………	41
市第107号議案	令和4年度	横浜市母子父子寡婦福祉資金会計予算	……………	45
市第108号議案	令和4年度	横浜市勤労者福祉共済事業費会計予算	……………	48
市第109号議案	令和4年度	横浜市公害被害者救済事業費会計予算	……………	51
市第110号議案	令和4年度	横浜市市街地開発事業費会計予算	……………	54
市第111号議案	令和4年度	横浜市自動車駐車場事業費会計予算	……………	60
市第112号議案	令和4年度	横浜市新墓園事業費会計予算	……………	63
市第113号議案	令和4年度	横浜市風力発電事業費会計予算	……………	67
市第114号議案	令和4年度	横浜市みどり保全創造事業費会計予算	……………	70
市第115号議案	令和4年度	横浜市公共事業用地費会計予算	……………	75
市第116号議案	令和4年度	横浜市市債金会計予算	……………	79
市第117号議案	令和4年度	横浜市下水道事業会計予算	……………	82
市第118号議案	令和4年度	横浜市埋立事業会計予算	……………	86
水第3号議案	令和4年度	横浜市水道事業会計予算	……………	88
水第4号議案	令和4年度	横浜市工業用水道事業会計予算	……………	92
交第1号議案	令和4年度	横浜市自動車事業会計予算	……………	95
交第2号議案	令和4年度	横浜市高速鉄道事業会計予算	……………	98
病第3号議案	令和4年度	横浜市病院事業会計予算	……………	102

令和4年度横浜市一般会計予算

令和4年度横浜市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,974,874,143千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、190,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市 税		843,812,000 <small>千円</small>
	1 市 民 税	453,628,000
	2 固 定 資 産 税	284,692,000
	3 軽 自 動 車 税	3,432,000
	4 市 た ば こ 税	21,908,000
	5 入 湯 税	42,000
	6 事 業 所 税	18,430,000
	7 都 市 計 画 税	61,680,000
2 地 方 譲 与 税		8,561,001
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,765,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	4,398,000
	3 地 方 道 路 譲 与 税	1
	4 森 林 環 境 譲 与 税	400,000
	5 特 別 と ん 譲 与 税	977,000
3 利 子 割 交 付 金		350,000
	1 利 子 割 交 付 金	350,000
4 配 当 割 交 付 金		4,135,000
	1 配 当 割 交 付 金	4,135,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		3,242,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	3,242,000

款	項	金額
6 分離課税所得割交付金		1,059,000 ^{千円}
	1 分離課税所得割交付金	1,059,000
7 法人事業税交付金		8,425,000
	1 法人事業税交付金	8,425,000
8 地方消費税交付金		82,907,000
	1 地方消費税交付金	82,907,000
9 ゴルフ場利用税交付金		145,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	145,000
10 環境性能割交付金		2,528,000
	1 環境性能割交付金	2,528,000
11 軽油引取税交付金		11,488,000
	1 軽油引取税交付金	11,488,000
12 国有提供施設等所在 市町村助成交付金		500,000
	1 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	500,000
13 地方特例交付金		5,080,000
	1 地方特例交付金	5,060,000
	2 新型コロナウイルス感染症対 策地方税減収補填特別交付金	20,000
14 地方交付税		26,500,000
	1 地方交付税	26,500,000
15 交通安全対策特別交付金		840,000
	1 交通安全対策特別交付金	840,000
16 分担金及び負担金		29,052,799
	1 負担金	29,052,799

款	項	金額
17 使用料及び手数料		49,171,600 ^{千円}
	1 使用料	38,721,687
	2 手数料	10,449,913
18 国庫支出金		401,057,050
	1 国庫負担金	298,347,984
	2 国庫補助金	101,363,344
	3 国庫委託金	1,345,722
19 県支出金		103,709,768
	1 県負担金	69,176,980
	2 県補助金	26,069,583
	3 県委託金	8,463,205
20 財産収入		39,007,352
	1 財産運用収入	6,349,499
	2 財産売却収入	32,657,853
21 寄附金		810,891
	1 寄附金	810,891
22 繰入金		43,216,065
	1 資産活用推進基金繰入金	4,246,888
	2 財政調整基金繰入金	17,596,000
	3 都市交通基盤整備基金繰入金	184,718
	4 市民活動推進基金繰入金	37,186
	5 都市整備基金繰入金	210,000
	6 環境保全基金繰入金	71,728

款	項	金額
	7 社会福祉基金繰入金	66,012 ^{千円}
	8 世界を目指す若者 応援基金繰入金	11,200
	9 協働の森基金繰入金	55,000
	10 動物園基金繰入金	5,000
	11 母子父子寡婦福祉資金会計 繰入金	210,409
	12 学校給食費調整基金繰入金	81,924
	13 学校施設整備基金繰入金	440,000
	14 減債基金繰入金	20,000,000
23 繰越金		1
	1 繰越金	1
24 諸収入		173,276,616
	1 延滞金、加算金及び過料	329,626
	2 市預金利子	700
	3 貸付金元利収入	149,208,233
	4 収益事業収入	10,000,000
	5 雑収入	13,738,057
25 市債		136,000,000
	1 市債	136,000,000
歳入合計		1,974,874,143

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		3,060,629 <small>千円</small>
	1 議 会 費	3,060,629
2 総 務 費		76,775,803
	1 政 策 費	19,048,270
	2 国 際 費	1,634,083
	3 総 務 費	33,566,679
	4 財 政 費	3,665,206
	5 税 務 費	13,806,466
	6 会 計 管 理 費	1,536,723
	7 人 事 委 員 会 費	267,761
	8 監 査 費	417,177
	9 選 挙 費	2,833,438
3 市 民 費		49,786,205
	1 市 民 行 政 費	20,227,318
	2 地 域 行 政 費	29,558,887
4 文 化 観 光 費		22,626,433
	1 文 化 観 光 費	22,626,433
5 経 済 費		155,196,056
	1 経 済 費	155,196,056
6 こ ども 青 少 年 費		329,048,039
	1 青 少 年 費	22,670,619
	2 子 育 て 支 援 費	205,255,754

款	項	金額
	3 こども福祉保健費	101,121,666 ^{千円}
7 健康福祉費		408,399,363
	1 社会福祉費	46,574,281
	2 障害者福祉費	128,314,433
	3 老人福祉費	17,221,219
	4 生活援護費	132,410,562
	5 健康福祉施設整備費	9,206,538
	6 公衆衛生費	67,456,831
	7 環境衛生費	3,157,099
	8 医療政策費	4,058,400
8 環境創造費		36,363,943
	1 環境総務費	9,229,343
	2 総合企画費	1,131,790
	3 環境保全費	418,950
	4 環境活動推進費	876,547
	5 環境施設費	9,127,414
	6 環境整備費	15,579,899
9 資源循環費		42,218,603
	1 資源循環管理費	23,461,566
	2 適正処理費	18,377,545
	3 し尿処理費	379,492
10 建築費		25,069,658
	1 建築指導費	11,082,611

款	項	金額
	2 住 宅 費	13,987,047 ^{千円}
11 都 市 整 備 費		17,571,643
	1 都 市 整 備 費	17,571,643
12 道 路 費		77,979,768
	1 道 路 維 持 管 理 費	25,105,814
	2 道 路 整 備 費	49,487,478
	3 河 川 費	3,386,476
13 港 灣 費		11,698,572
	1 港 灣 管 理 費	7,853,235
	2 港 灣 整 備 費	3,845,337
14 消 防 費		43,287,495
	1 消 防 費	43,287,495
15 教 育 費		268,258,021
	1 教 育 総 務 費	187,502,684
	2 小 学 校 費	13,023,075
	3 中 学 校 費	5,901,822
	4 高 等 学 校 費	998,673
	5 特 別 支 援 学 校 費	1,643,290
	6 生 涯 学 習 費	3,473,077
	7 学 校 保 健 体 育 費	24,018,292
	8 教 育 施 設 整 備 費	31,697,108
16 公 債 費		213,028,579
	1 公 債 費	184,630,402

款	項	金額
	2 第三セクター等改革推進債 公債	28,398,177 ^{千円}
17 諸 支 出 金		193,505,333
	1 特別会計繰出金	193,505,333
18 予 備 費		1,000,000
	1 予 備 費	1,000,000
歳 出 合 計		1,974,874,143

第2表 債務負担行為

1 新たに債務負担行為をするもの

事 項	期 間	限 度 額
人事給与関連システム再構築 コンサルティング業務委託契約の締結に係る予算外義務負担	令和5年度から 令和6年度まで	限度額 80,000 千円
人事給与関連システム再構築 データ移行業務委託契約の締結に係る予算外義務負担	令和5年度から 令和6年度まで	限度額 14,000 千円
人事給与関連システム（人的資源マネジメント領域（仮称））再構築及び運用保守業務委託契約の締結に係る予算外義務負担	令和5年度から 令和11年度まで	限度額 1,400,000 千円
人事給与関連システム（人事給与領域）再構築及び運用保守業務委託契約の締結に係る予算外義務負担	令和5年度から 令和16年度まで	限度額 3,300,000 千円
財務会計システム・人事給与関連システム統合基盤提供及び運用保守業務委託契約の締結に係る予算外義務負担	令和5年度から 令和9年度まで	限度額 850,000 千円
電子入札システム改修業務委託契約の締結に係る予算外義務負担	令和5年度	限度額 200,000 千円
たきがしら会館天井改修等工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和5年度	限度額 220,000 千円
中スポーツセンター天井改修等工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和5年度	限度額 250,000 千円
横浜国際プールESCO事業委託契約の締結に係る予算外義務負担	令和5年度から 令和19年度まで	限度額 660,000 千円

事 項	期 間	限 度 額
西公会堂及び西地区センター天井改修等工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和5年度	限度額 150,000 千円
鶴見区民文化センター天井改修工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和5年度から 令和6年度まで	限度額 600,000 千円
横浜市中心職業訓練校訓練業務委託契約の締結に係る予算外義務負担	令和5年度	限度額 12,000 千円
鶴ヶ峰駅北口暫定保育所解体工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和5年度	限度額 36,000 千円
港南区複合施設新築工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和5年度	限度額 2,500,000 千円
松風学園（B棟）建物解体工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和5年度	限度額 190,000 千円
公園施設修繕工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和5年度	限度額 120,000 千円
公園緑地設備改良工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和5年度	限度額 33,000 千円
粗大ごみ収集業務委託契約の締結に係る予算外義務負担	令和5年度	限度額 200,000 千円
焼却工場設備補修等工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和5年度	限度額 50,000 千円

事 項	期 間	限 度 額
狭あい道路拡幅整備工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和5年度	限度額 200,000 千円
公共建築物長寿命化対策のための修繕業務等委託契約の締結に係る予算外義務負担	令和5年度	限度額 500,000 千円
瀬戸橋住宅建替工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和5年度から 令和6年度まで	限度額 3,700,000 千円
洋光台住宅解体工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和5年度	限度額 190,000 千円
中村町住宅擁壁改修工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和5年度	限度額 39,000 千円
道水路等境界調査業務委託契約の締結に係る予算外義務負担	令和5年度	限度額 64,000 千円
道路用地管理工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和5年度	限度額 22,000 千円
道路修繕工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和5年度	限度額 2,500,000 千円
交通安全施設等整備及び補修工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和5年度	限度額 310,000 千円
市道三ツ沢第398号線道路整備工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和5年度	限度額 300,000 千円

事 項	期 間	限 度 額
環状3号線（杉田港南台地区）電線共同溝の整備及び維持管理等の実施に係る予算外義務負担	令和5年度から 令和22年度まで	限度額 3,400,000 千円
都市計画道路用地管理工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和5年度	限度額 70,000 千円
都市計画道路桜木東戸塚線（平戸地区）トンネル工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和5年度から 令和13年度まで	限度額 10,000,000 千円
河川・水路等修繕工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和5年度	限度額 96,000 千円
河川整備工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和5年度	限度額 600,000 千円
臨港道路管理修繕業務委託契約等の締結に係る予算外義務負担	令和5年度	限度額 21,000 千円
港湾施設修繕工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和5年度	限度額 42,000 千円
消防本部庁舎ネットワーク整備業務委託契約の締結に係る予算外義務負担	令和5年度	限度額 20,000 千円
消防司令センター映像表示装置更新工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和5年度	限度額 440,000 千円
横浜市電子請求システム構築業務委託契約の締結に係る予算外義務負担	令和5年度	限度額 61,000 千円

事 項	期 間	限 度 額
次期図書館情報システム設計 開発業務委託契約の締結に係 る予算外義務負担	令 和 5 年 度	限 度 額 610,000 千円
菅田の丘小学校建替工事請負 契約の締結に係る予算外義務 負担	令 和 5 年 度	限 度 額 3,000,000 千円
榎が丘小学校建替工事請負契 約の締結に係る予算外義務負 担	令 和 5 年 度	限 度 額 2,400,000 千円
勝田小学校建替工事請負契約 の締結に係る予算外義務負担	令 和 5 年 度 から 令 和 6 年 度 まで	限 度 額 3,400,000 千円
学校施設改修業務委託契約の 締結に係る予算外義務負担	令 和 5 年 度	限 度 額 1,400,000 千円

2 過年度に債務負担行為をしたものの変更

変 更 前			変 更 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
鶴見花月園公園（仮称）整備事業に関する協定の締結に係る予算外義務負担	平成27年度から令和22年度まで	限 度 額 6,800,000千円	鶴見花月園公園（仮称）整備事業に関する協定の締結に係る予算外義務負担	平成27年度から令和23年度まで	限 度 額 6,800,000千円
消防通信指令システム設備更新工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和3年度から令和5年度まで	限 度 額 3,800,000千円	消防通信指令システム設備更新工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和3年度から令和5年度まで	限 度 額 4,100,000千円
横浜市住宅供給公社のためにする損失補償	令和3年4月から令和9年3月まで	借入限度額 2,740,000千円 借入先 市中の金融機関等 利 率 年7.0%以内 償還方法 借入れの月から令和9年3月までの間に償還	横浜市住宅供給公社のためにする損失補償	令和4年4月から令和10年3月まで	借入限度額 2,700,000千円 借入先 市中の金融機関等 利 率 年7.0%以内 償還方法 借入れの月から令和10年3月までの間に償還
株式会社横浜国際平和会議場のためにする損失補償	令和3年4月から令和9年3月まで	借入限度額 2,580,000千円 借入先 市中の金融機関等 利 率 年7.0%以内 償還方法 借入れの月から令和9年3月までの間に償還	株式会社横浜国際平和会議場のためにする損失補償	令和4年4月から令和9年3月まで	借入限度額 2,340,000千円 借入先 市中の金融機関等 利 率 年7.0%以内 償還方法 借入れの月から令和9年3月までの間に償還

変 更 前			変 更 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
一般財団法人横浜 市道路建設事業団 のために する損失 補償	令和3年 4月から 令和5年 3月まで	借入限度額 30,156,000千円 借入先 市中の金融機関 利 率 年7.0%以内 償還方法 借入れの月から令 和5年3月までの 間に償還	一般財団法人横浜 市道路建設事業団 のために する損失 補償	令和4年 4月から 令和5年 3月まで	借入限度額 2,193,000千円 借入先 市中の金融機関 利 率 年7.0%以内 償還方法 借入れの月から令 和5年3月までの 間に償還
横浜高速 鉄道株式 会社のた めにする 損失補償	令和3年 4月から 令和24年 3月まで	借入限度額 47,556,000千円 借入先 市中の金融機関等 利 率 年7.0%以内 償還方法 借入れの月から令 和24年3月までの 間に償還	横浜高速 鉄道株式 会社のた めにする 損失補償	令和4年 4月から 令和25年 3月まで	借入限度額 44,138,000千円 借入先 市中の金融機関等 利 率 年7.0%以内 償還方法 借入れの月から令 和25年3月までの 間に償還
株式会社 横浜港国 際流通セ ンターの ためにす る損失補 償	令和3年 4月から 令和14年 3月まで	借入限度額 911,000千円 借入先 市中の金融機関 利 率 年7.0%以内 償還方法 借入れの月から令 和14年3月までの 間に償還	株式会社 横浜港国 際流通セ ンターの ためにす る損失補 償	令和4年 4月から 令和15年 3月まで	借入限度額 594,000千円 借入先 市中の金融機関 利 率 年7.0%以内 償還方法 借入れの月から令 和15年3月までの 間に償還
社会福祉 法人横浜 市社会福 祉協会の ためにす る損失 補償	平成28年 4月から 令和24年 3月まで	借入限度額 19,842,000千円 借入先 市中の金融機関 利 率 年7.0%以内 償還方法 借入れの月から令 和24年3月までの 間に償還	社会福祉 法人横浜 市社会福 祉協会の ためにす る損失 補償	令和4年 4月から 令和24年 3月まで	借入限度額 6,570,000千円 借入先 市中の金融機関 利 率 年7.0%以内 償還方法 借入れの月から令 和24年3月までの 間に償還

第3表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
横浜市立大学貸付金	千円 1,500,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和4会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。 外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。また、この場合においては、市債証券を紛失または滅失したものに交付するため必要あるときは、限度額欄に規定するもののほか、市債証券を発行することができる。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
横浜市立大学関係施設整備費	140,000	同 上	同 上	同 上
危機管理施設整備費	351,000	同 上	同 上	同 上
スポーツ施設整備費	1,155,000	同 上	同 上	同 上
地域施設整備費	1,878,000	同 上	同 上	同 上
文化施設整備費	8,774,000	同 上	同 上	同 上
放課後児童育成施設整備費	9,000	同 上	同 上	同 上
保育所等整備費	578,000	同 上	同 上	同 上
児童福祉施設整備費	428,000	同 上	同 上	同 上
健康福祉施設整備費	5,961,000	同 上	同 上	同 上
公園緑地整備費	7,679,000	同 上	同 上	同 上
事務所等整備費	322,000	同 上	同 上	同 上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
車両管理費	千円 525,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和4会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。 外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。また、この場合において、市債証券を紛失または滅失したものに交付するため必要あるときは、限度額欄に規定するもののほか、市債証券を発行することができる。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
工場費	2,375,000	同	同上	同上
処分地費	279,000	同	同上	同上
産業廃棄物対策費	103,000	同	同上	同上
し尿処理施設費	10,000	同	同上	同上
住環境改善事業費	263,000	同	同上	同上
公共建築物長寿命化対策費	2,368,000	同	同上	同上
市営住宅管理費	220,000	同	同上	同上
市営住宅整備費	2,933,000	同	同上	同上
都市交通費	7,634,000	同	同上	同上
地域整備費	1,274,000	同	同上	同上
道路等管理費	30,000	同	同上	同上
道路等維持費	1,622,000	同	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
交通安全施設整備等費	千円 150,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和4会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。 外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。また、この場合においては、市債証券を紛失または滅失したものに交付するため必要あるときは、限度額欄に規定するもののほか、市債証券を発行することができる。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
道路特別整備費	5,556,000	同 上	同 上	同 上
街路整備費	4,152,000	同 上	同 上	同 上
道路費負担金	5,720,000	同 上	同 上	同 上
河川管理費	65,000	同 上	同 上	同 上
河川整備費	426,000	同 上	同 上	同 上
港湾施設等維持費	100,000	同 上	同 上	同 上
港湾施設等改良費	79,000	同 上	同 上	同 上
港湾整備費負担金	2,571,000	同 上	同 上	同 上
警防活動施設整備費	216,000	同 上	同 上	同 上
消防団施設整備費	477,000	同 上	同 上	同 上
消防施設整備費	4,058,000	同 上	同 上	同 上
文化財保護費	29,000	同 上	同 上	同 上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
学校用地費	千円 415,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和4会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。 外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。また、この場合においては、市債証券を紛失または滅失したものに交付するため必要あるときは、限度額欄に規定するもののほか、市債証券を発行することができる。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
小・中学校整備費	7,852,000	同	同上	同上
特別支援教育施設整備費	73,000	同	同上	同上
学校施設営繕費	10,752,000	同	同上	同上
水道事業会計繰出金	775,000	同	同上	同上
高速鉄道事業会計繰出金	4,623,000	同	同上	同上
臨時財政対策債	39,500,000	同	同上	同上
計	136,000,000			

令和4年度横浜市国民健康保険事業費会計予算

令和4年度横浜市の国民健康保険事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ320,134,290千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険料		千円 69,834,931
	1 国民健康保険料	69,834,931
2 一部負担金		8
	1 一部負担金	8
3 国庫支出金		3,724
	1 国庫支出金	3,724
4 県支出金		217,352,320
	1 保険給付費等交付金	217,352,320
5 財産収入		1,241
	1 財産運用収入	1,241
6 繰入金		27,868,314
	1 一般会計繰入金	27,868,314
7 繰越金		4,364,000
	1 繰越金	4,364,000
8 諸収入		709,752
	1 貸付金元利収入	900
	2 雑収入	708,852
歳 入 合 計		320,134,290

歳 出

款	項	金 額
1 国民健康保険事業費		320,134,290 ^{千円}
	1 総 務 費	5,365,900
	2 保 険 給 付 費	313,757,149
	3 基 金 積 立 金	1,001,241
	4 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		320,134,290

令和4年度横浜市介護保険事業費会計予算

令和4年度横浜市の介護保険事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ318,476,468千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 介 護 保 險 料		千円 66,489,246
	1 介 護 保 險 料	66,489,246
2 使 用 料 及 び 手 数 料		103,056
	1 手 数 料	103,056
3 国 庫 支 出 金		68,766,557
	1 国 庫 負 担 金	52,985,773
	2 国 庫 補 助 金	15,780,784
4 支 払 基 金 交 付 金		81,903,086
	1 支 払 基 金 交 付 金	81,903,086
5 県 支 出 金		45,126,695
	1 県 負 担 金	42,639,801
	2 県 補 助 金	2,486,894
6 財 産 収 入		6,430
	1 財 産 運 用 収 入	6,430
7 繰 入 金		54,270,067
	1 一 般 会 計 繰 入 金	49,085,657
	2 基 金 繰 入 金	5,184,410
8 繰 越 金		1,806,630
	1 繰 越 金	1,806,630
9 諸 収 入		4,701
	1 貸 付 金 元 利 収 入	360

款	項	金 額
	2 雜 入	千円 4,341
歳 入 合 計		318,476,468

歳 出

款	項	金 額
1 介護保険事業費		318,476,468 ^{千円}
	1 総務費	7,123,771
	2 保険給付費	294,353,907
	3 地域支援事業費	16,621,549
	4 基金積立金	367,241
	5 予備費	10,000
歳 出 合 計		318,476,468

令和4年度横浜市後期高齢者医療事業費会計予算

令和4年度横浜市の後期高齢者医療事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ90,003,246千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		千円 49,928,379
	1 後期高齢者医療保険料	49,928,379
2 繰 入 金		39,812,240
	1 一般会計繰入金	39,812,240
3 繰 越 金		162,321
	1 繰 越 金	162,321
4 諸 収 入		100,306
	1 貸付金元利収入	360
	2 償還金及び還付加算金	91,400
	3 雑 入	8,546
歳 入 合 計		90,003,246

歳 出

款	項	金 額
1 後期高齢者医療事業費		90,003,246 <small>千円</small>
	1 総 務 費	1,250,831
	2 負 担 金	88,742,415
	3 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		90,003,246

令和4年度横浜市港湾整備事業費会計予算

令和4年度横浜市の港湾整備事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ39,889,008千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		1,188,081 <small>千円</small>
	1 使用料	1,188,081
2 財産収入		25,302
	1 財産運用収入	25,302
3 繰入金		164,598
	1 一般会計繰入金	164,598
4 繰越金		100,750
	1 繰越金	100,750
5 諸収入		22,908,377
	1 貸付金元利収入	1,694,629
	2 雑収入	21,213,748
6 市債		15,501,900
	1 市債	15,501,900
歳 入 合 計		39,889,008

歳 出

款	項	金 額
1 港 湾 整 備 事 業 費		39,889,008 <small>千円</small>
	1 管 理 費	1,193,090
	2 施 設 整 備 費	210,750
	3 山 下 ふ 頭 用 地 造 成 等 事 業 費	2,282,000
	4 新 本 牧 ふ 頭 整 備 費	18,760,750
	5 建 設 発 生 土 受 入 事 業 費	9,211,798
	6 港 湾 施 設 等 整 備 費 貸 付 金	6,267,900
	7 公 債 費	1,957,720
	8 予 備 費	5,000
歳 出 合 計		39,889,008

第2表 債務負担行為

新たに債務負担行為をするもの

事 項	期 間	限 度 額
新本牧ふ頭第1期地区埋立のための中仕切護岸整備工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和5年度	限度額 4,000,000千円
This area is intentionally left blank in the original image		

第3表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
山下ふ頭用地造成等 事業費	千円 2,340,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和4会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
新本牧ふ頭整備費 負担金	6,894,000	同	同上	同上
港湾施設等整備費 貸付金	6,267,900	同	同上	同上
計	15,501,900			

令和4年度横浜市中央卸売市場費会計予算

令和4年度横浜市の中央卸売市場費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,526,211千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 1,434,536
	1 使用料	1,434,535
	2 手数料	1
2 県支出金		299,822
	1 県補助金	299,822
3 財産収入		576,757
	1 財産運用収入	576,756
	2 財産売払収入	1
4 繰入金		190,038
	1 一般会計繰入金	190,038
5 繰越金		155,187
	1 繰越金	155,187
6 諸収入		389,871
	1 雑収入	389,871
7 市債		1,480,000
	1 市債	1,480,000
歳 入 合 計		4,526,211

歳 出

款	項	金 額
1 中央卸売市場費		4,526,211 ^{千円}
	1 運 営 費	2,360,932
	2 施 設 整 備 費	1,828,940
	3 公 債 費	334,339
	4 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		4,526,211

第2表 債務負担行為

新たに債務負担行為をするもの

事 項	期 間	限 度 額
横浜市中央卸売市場本場青果部施設整備工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和5年度	限度額 430,000千円

第3表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
本場施設整備費	<small>千円</small> 1,480,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和4会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
計	1,480,000			

令和4年度横浜市中心と畜場費会計予算

令和4年度横浜市中心の中央と畜場費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,526,261千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 196,324
	1 使用料	196,324
2 財産収入		482
	1 財産運用収入	481
	2 財産売却収入	1
3 繰入金		2,301,905
	1 一般会計繰入金	2,301,905
4 繰越金		94,980
	1 繰越金	94,980
5 諸収入		388,570
	1 貸付金元利収入	290,000
	2 雑収入	98,570
6 市債		544,000
	1 市債	544,000
歳 入 合 計		3,526,261

歳 出

款	項	金 額
1 中 央 と 畜 場 費		3,526,261 ^{千円}
	1 運 営 費	2,453,426
	2 施 設 整 備 費	574,000
	3 公 債 費	497,835
	4 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		3,526,261

第2表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中 央 と 畜 場 施 設 整 備 費	千円 544,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和4会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
計	544,000			

令和4年度横浜市母子父子寡婦福祉資金会計予算

令和4年度横浜市の母子父子寡婦福祉資金会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ907,870千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 貸 付 金 収 入		263,257 ^{千円}
	1 貸 付 金 元 利 収 入	263,257
2 繰 入 金		30,762
	1 一 般 会 計 繰 入 金	30,762
3 繰 越 金		612,845
	1 繰 越 金	612,845
4 諸 収 入		1,006
	1 雑 入	1,006
歳 入 合 計		907,870

歳 出

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付費		907,870 <small>千円</small>
	1 貸 付 金	263,872
	2 事 務 費	31,153
	3 公 債 費	402,436
	4 一 般 会 計 繰 出 金	210,409
歳 出 合 計		907,870

令和4年度横浜市勤労者福祉共済事業費会計予算

令和4年度横浜市の勤労者福祉共済事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ513,759千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 共 済 掛 金 収 入		千円 426,000
	1 共 済 掛 金 収 入	426,000
2 財 産 収 入		10
	1 財 産 運 用 収 入	10
3 繰 入 金		15,696
	1 一 般 会 計 繰 入 金	15,696
4 繰 越 金		71,053
	1 繰 越 金	71,053
5 諸 収 入		1,000
	1 雑 入	1,000
歳 入 合 計		513,759

歳 出

款	項	金 額
1 勤 労 者 福 祉 共 済 事 業 費		513,759 <small>千円</small>
	1 運 営 費	512,759
	2 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		513,759

令和4年度横浜市公害被害者救済事業費会計予算

令和4年度横浜市の公害被害者救済事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ34,919千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 寄 附 金		千円 4,433
	1 寄 附 金	4,433
2 財 産 収 入		25
	1 財 産 運 用 収 入	25
3 繰 入 金		19,731
	1 一 般 会 計 繰 入 金	11,024
	2 基 金 繰 入 金	8,707
4 繰 越 金		10,730
	1 繰 越 金	10,730
歳 入 合 計		34,919

歳 出

款	項	金 額
1 公害被害者救済事業費		34,919 <small>千円</small>
	1 運 営 費	33,919
	2 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		34,919

令和4年度横浜市市街地開発事業費会計予算

令和4年度横浜市の市街地開発事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,206,237千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		1,494,815 ^{千円}
	1 国 庫 補 助 金	1,494,815
2 県 支 出 金		18,510
	1 県 補 助 金	18,510
3 財 産 収 入		544,686
	1 財 産 運 用 収 入	48,686
	2 財 産 売 払 収 入	496,000
4 繰 入 金		3,432,606
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,429,506
	2 基 金 繰 入 金	3,100
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		619
	1 清 算 金 収 入	154
	2 雑 入	465
7 市 債		6,715,000
	1 市 債	6,715,000
歳 入 合 計		12,206,237

歳 出

款	項	金 額
1 市 街 地 開 発 事 業 費		12,206,237 <small>千円</small>
	1 総 務 費	728,918
	2 事 業 費	9,498,623
	3 公 債 費	1,977,696
	4 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		12,206,237

第2表 債務負担行為

1 新たに債務負担行為をするもの

事 項	期 間	限 度 額
旧上瀬谷通信施設地区土地 画整理事業雨水調整池整備工 事請負契約の締結に係る予算 外義務負担	令和5年度から 令和7年度まで	限 度 額 11,000,000千円
横浜市住宅供給公社のために する損失補償	令和4年4月から 令和11年3月まで	借入限度額 422,000千円 借入先 市中の金融機関 利 率 年7.0%以内 償還方法 借入れの月から令和11年3月までの 間に償還

2 過年度に債務負担行為をしたものの変更

変 更 前			変 更 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
東高島駅 北地区埋 立工事に 関する協 定等の締 結に係る 予算外義 務負担	令和元年 度から令 和5年度 まで	限 度 額 1,500,000千円	東高島駅 北地区埋 立工事に 関する協 定等の締 結に係る 予算外義 務負担	令和元年 度から令 和7年度 まで	限 度 額 2,400,000千円

(注) 上記の債務負担行為は、過年度に一般会計で設定したものである。

第3表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
二ツ橋北部第1期 地区事業費	千円 1,133,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和4会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
綱島駅東口周辺 事業費	1,627,000	同	同上	同上
旧上瀬谷通信施設 地区事業費	3,413,000	同	同上	同上
東高島駅北地区 事業費	10,000	同	同上	同上
横浜駅きた西口鶴屋 地区事業費	532,000	同	同上	同上
計	6,715,000			

令和4年度横浜市自動車駐車場事業費会計予算

令和4年度横浜市の自動車駐車場事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ474,698千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 寄 附 金		20,400 <small>千円</small>
	1 寄 附 金	20,400
2 繰 入 金		326,189
	1 一 般 会 計 繰 入 金	326,189
3 繰 越 金		35,000
	1 繰 越 金	35,000
4 諸 収 入		93,109
	1 雑 入	93,109
歳 入 合 計		474,698

歳 出

款	項	金 額
1 自動車駐車場事業費		474,698 <small>千円</small>
	1 運 営 費	229,844
	2 公 債 費	239,854
	3 予 備 費	5,000
歳 出 合 計		474,698

令和4年度横浜市新墓園事業費会計予算

令和4年度横浜市の新墓園事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,148,776千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市 債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		1,059,384 ^{千円}
	1 使用料	1,059,219
	2 手数料	165
2 財産収入		630
	1 財産運用収入	630
3 繰入金		38,512
	1 基金繰入金	38,512
4 繰越金		100
	1 繰越金	100
5 諸収入		150
	1 雑収入	150
6 市債		1,050,000
	1 市債	1,050,000
歳 入 合 計		2,148,776

歳 出

款	項	金 額
1 メモリアルグリーン事業費		79,986 <small>千円</small>
	1 事業費	79,986
2 日野こもれび納骨堂事業費		995,790
	1 事業費	679,549
	2 公債費	316,241
3 舞岡地区新墓園事業費		1,053,000
	1 施設整備費	1,047,321
	2 公債費	5,679
4 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳 出 合 計		2,148,776

第2表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
舞岡地区新墓園費 整備備	千円 1,050,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和4会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
計	1,050,000			

令和4年度横浜市風力発電事業費会計予算

令和4年度横浜市の風力発電事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ96,226千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 寄 附 金		50 <small>千円</small>
	1 寄 附 金	50
2 繰 越 金		52,403
	1 繰 越 金	52,403
3 諸 収 入		43,773
	1 収 益 事 業 収 入	43,760
	2 雑 入	13
歳 入 合 計		96,226

歳 出

款	項	金 額
1 風 力 発 電 事 業 費		96,226 <small>千円</small>
	1 運 営 費	56,226
	2 予 備 費	40,000
歳 出 合 計		96,226

令和4年度横浜市みどり保全創造事業費会計予算

令和4年度横浜市のみどり保全創造事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,609,689千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 2,621
	1 使用料	2,621
2 国庫支出金		1,920,170
	1 国庫補助金	1,920,170
3 県支出金		150
	1 県委託金	150
4 財産収入		1,000
	1 財産運用収入	1,000
5 繰入金		6,420,485
	1 一般会計繰入金	3,630,316
	2 基金繰入金	2,790,169
6 諸収入		5,263
	1 雑収入	5,263
7 市債		4,260,000
	1 市債	4,260,000
歳 入 合 計		12,609,689

歳 出

款	項	金 額
1 みどり保全創造事業費		12,609,689 ^{千円}
	1 みどり保全創造事業費	5,780,379
	2 みどり保全事業費	4,827,180
	3 基金積立金	1,000
	4 公債費	2,000,130
	5 予備費	1,000
歳 出 合 計		12,609,689

第2表 債務負担行為

新たに債務負担行為をするもの

事 項	期 間	限 度 額
緑地施設修繕工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和5年度	限度額 3,000千円

第3表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
樹林地保全創造費	千円 1,601,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和4会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
都市農地保全費	464,000	同	同上	同上
緑化推進創造費	25,000	同	同上	同上
樹林地保全費	2,166,000	同	同上	同上
緑化推進費	4,000	同	同上	同上
計	4,260,000			

令和4年度横浜市公共事業用地費会計予算

令和4年度横浜市の公共事業用地費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,107,313千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 資産活用推進基金収入		1,444,031 <small>千円</small>
	1 資産活用推進基金運用収入	161,201
	2 財 産 収 入	927,242
	3 基 金 繰 入 金	355,587
	4 繰 越 金	1
2 都市開発資金事業収入		1,779,707
	1 財 産 収 入	216,951
	2 一 般 会 計 繰 入 金	562,756
	3 市 債	1,000,000
3 公共用地先行取得事業収入		1,883,575
	1 財 産 収 入	1,883,574
	2 繰 越 金	1
歳 入 合 計		5,107,313

歳 出

款	項	金 額
1 資産活用推進基金費		1,444,031 ^{千円}
	1 資産活用推進基金積立金	681,995
	2 資産活用推進基金保有土地取得費	762,036
2 都市開発資金事業費		1,779,707
	1 都市開発資金事業費	1,000,000
	2 公 債 費	779,707
3 公共用地先行取得事業費		1,883,575
	1 公 債 費	26
	2 減債基金積立金	1,883,549
歳 出 合 計		5,107,313

第2表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市開発資金事業費	千円 1,000,000	普通貸借の方法により、国から借り入れる。 起債の時期は令和4会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	据置期間を含め10年以内に償還する。
計	1,000,000			

令和4年度横浜市市債金会計予算

令和4年度横浜市の市債金会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ437,738,547千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		402,881,547 ^{千円}
	1 他 会 計 繰 入 金	363,302,108
	2 基 金 繰 入 金	39,579,439
2 市 債		34,857,000
	1 市 債	34,857,000
歳 入 合 計		437,738,547

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 費		437,738,547 ^{千円}
	1 公 債 費	409,340,370
	2 第三セクター等改革推進債 公 債 費	28,398,177
歳 出 合 計		437,738,547

令和4年度横浜市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度横浜市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | |
|--------------|----------------------------|-------------|----------------|
| (1) 水再生センター | 11 箇所 | | |
| | 年間総処理量 | 579,550,000 | m ³ |
| | 1日平均処理量 | 1,588,000 | m ³ |
| (2) ポンプ場 | 71 箇所 | | |
| | 年間総揚水量 | 253,978,000 | m ³ |
| | 1日平均揚水量 | 696,000 | m ³ |
| (3) 主な建設改良事業 | 管きよ、ポンプ場及び水再生センター等
整備事業 | 55,981,498 | 千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下水道事業収益	133,939,116 千円
第1項 営業収益	100,872,859 千円
第2項 営業外収益	32,840,256 千円
第3項 特別利益	226,001 千円

支 出

第1款 下水道管理費	122,282,772 千円
第1項 営業費用	116,408,354 千円
第2項 営業外費用	5,732,286 千円

第3項 特別損失	132,132 千円
第4項 予備費	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 51,460,240 千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収 入

第1款 下水道事業資本的収入	71,292,402 千円
第1項 企業債	56,447,000 千円
第2項 補助金	14,286,664 千円
第3項 負担金	8,217 千円
第4項 出資金	542,725 千円
第5項 その他資本的収入	7,796 千円

支 出

第1款 下水道事業資本的支出	122,752,642 千円
第1項 建設改良費	59,292,212 千円
第2項 企業債償還金	63,446,864 千円
第3項 投資	3,566 千円
第4項 予備費	10,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道管きよ修繕工事 及び維持管理委託	令和5年度	680,000 千円
ポンプ場修繕工事	令和5年度	110,000 千円

北部汚泥資源化センター 包括的管理委託	令和5年度から 令和10年度まで	9,516,000 千円
水再生センター修繕工事	令和5年度	350,000 千円
下水道整備工事 及び設計・測量等委託	令和5年度から 令和8年度まで	43,000,000 千円
エキサイトよこはま 龍宮橋雨水幹線整備工事	令和5年度から 令和12年度まで	25,000,000 千円
水再生センター・ポンプ場 改良工事	令和5年度	150,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 起債の目的 下水道整備事業費に充てるため。
- (2) 限度額 36,809,000 千円
- (3) 起債の方法
 - ア 市債証券の発行または普通貸借の方法による。
 - イ 起債の時期は令和4事業年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。
- (4) 利率 年5.0%以内
ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。
- (5) 償還の方法
 - ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。
 - イ 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件

による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、20,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

(他会計からの補助金)

第9条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,366,564 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、3,000,000 千円と定める。

令和4年度横浜市埋立事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度横浜市埋立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 付帯工事及び管理一式

ア みなとみらい21埋立事業

イ 南本牧埋立事業

ウ 金沢木材港埋立事業

エ 新山下町貯木場埋立事業

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 完 成 土 地 収 益 20,147,103 千円

第1項 営 業 収 益 20,002,510 千円

第2項 営 業 外 収 益 144,593 千円

支 出

第1款 完 成 土 地 費 用 12,202,136 千円

第1項 営 業 費 用 11,296,252 千円

第2項 営 業 外 費 用 885,884 千円

第3項 予 備 費 20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 15,563,274 千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資 本 的 収 入 **11,459,634 千円**

第1項 みなとみらい 21
埋立事業収入 2,318,514 千円

第2項 南本牧埋立事業収入 9,141,120 千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出 **27,022,908 千円**

第1項 埋立事業費 1,684,394 千円

第2項 企業債償還金 25,318,514 千円

第3項 予 備 費 20,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、25,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

令和4年度横浜市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度横浜市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|----------------------------|
| (1) 給 水 戸 数 | 1,950,000 戸 |
| (2) 年間総給水量 | 412,683,000 m ³ |
| (3) 1日平均給水量 | 1,131,000 m ³ |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	水道事業収益	92,440,703 千円
第1項	営 業 収 益	85,414,829 千円
第2項	営 業 外 収 益	7,025,874 千円
支 出		
第1款	水道事業費用	80,843,208 千円
第1項	営 業 費 用	77,782,857 千円
第2項	営 業 外 費 用	2,975,351 千円
第3項	特 別 損 失	35,000 千円
第4項	予 備 費	50,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 30,541,605 千円は、当年度分損益勘定留保資金等 22,506,019 千円、建設改良積立金取崩額 1,030,414 千円、西谷浄水場再整備特別積立金取崩額 2,580,728 千円及び繰越利

益剰余金処分額 4,424,444 千円で補填するものとする。)

収 入

第1款	水道事業資本的収入	17,809,479 千円
第1項	企業債	14,640,000 千円
第2項	出資金	775,000 千円
第3項	補助金	615,970 千円
第4項	分担金及び負担金	1,770,898 千円
第5項	その他資本的収入	7,611 千円

支 出

第1款	水道事業資本的支出	48,351,084 千円
第1項	建設改良費	39,762,174 千円
第2項	企業債償還金	8,547,526 千円
第3項	投資	10,384 千円
第4項	国庫補助金返還金	1,000 千円
第5項	予備費	30,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道施設整備工事	令和5年度から 令和7年度まで	27,868,000 千円
給水サービスに係る業務委託	令和5年度から 令和9年度まで	10,286,000 千円
水道施設維持管理	令和5年度	9,800,000 千円
IaaSサービス提供等業務委託	令和5年度から 令和6年度まで	460,000 千円

水需要予測業務委託 令和5年度 33,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 起債の目的 配水管整備事業費及び基幹施設整備事業費に充てるため。
- (2) 限度額 14,640,000千円
- | | |
|--------------------|--------------|
| 配水管整備事業費
充当企業債 | 12,093,000千円 |
| 基幹施設整備事業費
充当企業債 | 2,547,000千円 |
- (3) 起債の方法
- ア 市債証券の発行または普通貸借の方法による。
 - イ 起債の時期は令和4事業年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。
- (4) 利率 年5.0%以内
- ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。
- (5) 償還の方法
- ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。
 - イ 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

(他会計からの補助金)

第8条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、61,008 千円である。

(利益剰余金の処分)

第9条 繰越利益剰余金のうち 4,424,444 千円は、次のとおり処分するものと定める。

建設改良積立金 4,424,444 千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、700,000 千円と定める。

令和4年度横浜市工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度横浜市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------|---------------------------|
| (1) 供給事業所数 | 68 か所 |
| (2) 年間契約給水量 | 93,075,000 m ³ |
| (3) 1日当たり契約給水量 | 255,000 m ³ |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 工業用水道事業収益	3,050,401 千円
第1項 営業収益	2,775,920 千円
第2項 営業外収益	274,481 千円

支 出

第1款 工業用水道事業費用	2,453,784 千円
第1項 営業費用	2,373,652 千円
第2項 営業外費用	63,132 千円
第3項 特別損失	10,000 千円
第4項 予備費	7,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,921,002 千円は、当年度分損益勘定留保資金等 918,765 千円、建設改良積立金取崩額 754,237 千円及び減債積立金取崩額 248,000 千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	工業用水道事業資本的収入	745,000 千円
第1項	企業債	598,000 千円
第2項	国庫補助金	147,000 千円

支 出

第1款	工業用水道事業資本的支出	2,666,002 千円
第1項	建設改良費	2,413,623 千円
第2項	企業債償還金	247,379 千円
第3項	国庫補助金返還金	1,000 千円
第4項	予備費	4,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
工業用水道施設整備工事	令和5年度	1,116,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 起債の目的 工業用水道施設整備事業費に充てるため。
- (2) 限度額 598,000 千円
- (3) 起債の方法
 - ア 市債証券の発行または普通貸借の方法による。
 - イ 起債の時期は令和4事業年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。
- (4) 利率 年 5.0%以内
ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について

て、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

- (5) 償還の方法
- ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。
 - イ 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

(他会計からの補助金)

第8条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,152千円である。

令和4年度横浜市自動車事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度横浜市自動車事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

	車両数	年間走行キロ	年間輸送人員	1日平均輸送人員
(1) 一般乗合	792両	27,803,000 km	111,733,000 人	306,100 人
(2) 貸切	28両	757,000 km	1,848,000 人	5,100 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	自動車事業収益	21,094,738 千円
第1項	営業収益	19,929,526 千円
第2項	営業外収益	1,165,212 千円
支 出		
第1款	自動車事業費	21,472,845 千円
第1項	営業費用	20,539,299 千円
第2項	営業外費用	873,474 千円
第3項	特別損失	40,072 千円
第4項	予備費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 582,215 千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収 入

第1款	自動車事業資本的収入	700,038 千円
第1項	企 業 債	682,000 千円
第2項	県 補 助 金	10,765 千円
第3項	そ の 他 収 入	7,273 千円

支 出

第1款	自動車事業資本的支出	1,282,253 千円
第1項	建 設 改 良 費	731,853 千円
第2項	企 業 債 償 還 金	550,400 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
設 備 管 理 委 託	令 和 5 年 度	16,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 起債の目的 各事業所用機械備品購入費等に充てるため。
- (2) 限 度 額 682,000 千円
- (3) 起債の方法 ア 市債証券の発行または普通貸借の方法による。
イ 起債の時期は令和4事業年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。
- (4) 利 率 年 5.0%以内
ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見

直し後の利率とする。

- (5) 償還の方法
- ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。
 - イ 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

(他会計からの補助金)

第9条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、686,939千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、200,000千円と定める。

令和4年度横浜市高速鉄道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度横浜市高速鉄道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 車 両 数 296 両 (54編成)
- (2) 年 間 走 行 キ ロ 37,772,000 km
- (3) 年 間 輸 送 人 員 201,416,300 人
- (4) 1 日 平 均 輸 送 人 員 551,800 人
- (5) 主 な 建 設 改 良 事 業 駅施設及び電路・機械設備等の改良事業

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、資金不足額の解消に充てるため、企業債（特別減収対策分）5,608,000千円を借り入れる。

収 入

第1款 高速鉄道事業収益	45,067,944 千円
第1項 営 業 収 益	38,648,664 千円
第2項 営 業 外 収 益	6,419,280 千円

支 出

第1款 高速鉄道事業費	43,049,370 千円
第1項 営 業 費 用	38,346,166 千円
第2項 営 業 外 費 用	4,673,204 千円
第3項 予 備 費	30,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収

入額が資本的支出額に対し不足する額 22,222,296 千円は、当年度分損益勘定留保資金等 22,221,382 千円で補填し、なお不足する額 914 千円は、一時借入金で措置するものとする。)

収 入

第 1 款	高速鉄道事業資本的収入	28,225,679 千円
第 1 項	企 業 債	21,655,000 千円
第 2 項	一 般 会 計 出 資 金	4,567,000 千円
第 3 項	国 庫 補 助 金	51,000 千円
第 4 項	一 般 会 計 補 助 金	1,261,949 千円
第 5 項	そ の 他 収 入	690,730 千円

支 出

第 1 款	高速鉄道事業資本的支出	50,447,975 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	23,654,408 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金	26,793,567 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
高 速 鉄 道 3 号 線 延 伸 事 業	令 和 5 年 度	153,000 千円
営 業 区 間 施 設 改 良 工 事	令 和 5 年 度 从 来 令 和 6 年 度 まで	5,900,000 千円
営 業 区 間 受 託 工 事 及 び 施 設 管 理 委 託	令 和 5 年 度 从 来 令 和 6 年 度 まで	1,000,000 千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 起債の目的 高速鉄道建設改良費、元利償還及び資金不足に充てるため。
- (2) 限度額 24,247,000 千円
 建設改良費充当企業債 18,168,000 千円
 特例債 471,000 千円
 特別減収対策企業債 5,608,000 千円
- (3) 起債の方法 ア 市債証券の発行または普通貸借の方法による。
 イ 起債の時期は令和4事業年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。
- (4) 利率 年 5.0%以内
 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。
- (5) 償還の方法 ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。
 イ 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、20,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

(他会計からの補助金)

第9条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、
2,245,899 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、180,000 千円と定める。

令和4年度横浜市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度横浜市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 市 民 病 院 事 業

(1) 病 床 数	650 床
(2) 年 間 入 院 患 者 数	219,730 人
(3) 年 間 外 来 患 者 数	315,900 人
(4) 1 日 平 均 入 院 患 者 数	602 人
(5) 1 日 平 均 外 来 患 者 数	1,300 人

2 脳卒中・神経脊椎センター事業

(1) 病 床 数	300 床
(2) 年 間 入 院 患 者 数	95,484 人
(3) 年 間 外 来 患 者 数	43,740 人
(4) 1 日 平 均 入 院 患 者 数	262 人
(5) 1 日 平 均 外 来 患 者 数	180 人
(6) 短期入所療養介護及び 介護保健施設サービス等利用定員	80 人
(7) 年間短期入所療養介護及び 介護保健施設サービス等利用者数	27,375 人
(8) 年間通所リハビリテーション等 利 用 者 数	8,652 人
(9) 1 日 平 均 短 期 入 所 療 養 介 護 及 び 介 護 保 健 施 設 サ ー ビ ス 等 利 用 者 数	75 人

(10) 1 日 平 均 通 所
リハビリテーション等利用者数 28 人

3 みなと赤十字病院事業

(1) 病 床 数 634 床
 (2) 年 間 入 院 患 者 数 173,789 人
 (3) 年 間 外 来 患 者 数 268,927 人
 (4) 1 日 平 均 入 院 患 者 数 476 人
 (5) 1 日 平 均 外 来 患 者 数 1,107 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、市民病院事業費用のうち、旧病院解体工事費 563,643 千円の財源の一部に充てるため、企業債 563,000 千円を借り入れる。

収 入

第1款 市民病院事業収益	31,108,399 千円
第1項 医 業 収 益	28,421,603 千円
第2項 医 業 外 収 益	2,686,796 千円
第2款 脳卒中・神経脊椎センター 事業 収 益	8,976,785 千円
第1項 医 業 収 益	6,455,585 千円
第2項 医 業 外 収 益	2,475,012 千円
第3項 研 究 助 成 収 益	20,000 千円
第4項 介 護 老 人 保 健 施 設 収 益	26,188 千円
第3款 みなと赤十字病院事業収益	2,006,040 千円
第1項 医 業 収 益	61,182 千円
第2項 医 業 外 収 益	1,944,858 千円
合 計	42,091,224 千円

支 出

第1款 市民病院事業費用	32,170,727 千円
---------------------	----------------------

第1項	医業費用	30,689,165 千円
第2項	医業外費用	361,919 千円
第3項	特別損失	619,643 千円
第4項	予備費	500,000 千円

第2款 脳卒中・神経脊椎センター事業費用 9,155,482 千円

第1項	医業費用	8,709,931 千円
第2項	医業外費用	180,941 千円
第3項	医学研究費用	20,000 千円
第4項	介護老人保健施設費用	44,610 千円
第5項	予備費	200,000 千円

第3款 みなと赤十字病院事業費用 1,522,144 千円

第1項	医業費用	1,032,260 千円
第2項	医業外費用	489,884 千円

合 計 42,848,353 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,978,859 千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収 入

第1款 市民病院事業資本的収入 1,387,877 千円

第1項	企業債	556,000 千円
第2項	一般会計負担金	827,077 千円
第3項	その他	4,800 千円

第2款 脳卒中・神経脊椎センター事業資本的収入 1,368,614 千円

第1項	企業債	414,000 千円
第2項	一般会計負担金	954,604 千円

第3項	そ	の	他	10 千円
第3款	みなと赤十字病院事業			1,761,718 千円
	資	本	的	収
	入			
第1項	企	業	債	175,000 千円
第2項	一	般	会	計
	負	担	金	1,361,596 千円
第3項	一	般	会	計
	補	助	金	225,122 千円
	合		計	4,518,209 千円
			支	
			出	
第1款	市民病院事業			2,221,112 千円
	資	本	的	支
	出			
第1項	建	設	改	良
	費			556,520 千円
第2項	企	業	債	償
	還	金		1,559,192 千円
第3項	投		資	5,400 千円
第4項	予	備	費	100,000 千円
第2款	脳卒中・神経脊椎センター事業			2,055,469 千円
	資	本	的	支
	出			
第1項	建	設	改	良
	費			414,000 千円
第2項	企	業	債	償
	還	金		1,541,469 千円
第3項	予	備	費	100,000 千円
第3款	みなと赤十字病院事業			2,220,487 千円
	資	本	的	支
	出			
第1項	建	設	改	良
	費			185,000 千円
第2項	企	業	債	償
	還	金		2,035,487 千円
	合		計	6,497,068 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
市 民 病 院 旧 病 院 解 体 工 事 費	令 和 5 年 度 从 来 令 和 8 年 度 未 だ	2,742,000 千 円
市 民 病 院 医 学 研 修 経 費	令 和 5 年 度	15,000 千 円
脳 卒 中 ・ 神 經 脊 椎 セ ン タ ー 施 設 管 理 委 託	令 和 5 年 度 从 来 令 和 6 年 度 未 だ	185,000 千 円
脳 卒 中 ・ 神 經 脊 椎 セ ン タ ー 医 学 研 修 経 費	令 和 5 年 度	6,000 千 円
み な と 赤 十 字 病 院 救 急 外 来 拡 張 工 事 費	令 和 5 年 度 从 来 令 和 6 年 度 未 だ	325,000 千 円
(企 業 債)		
第 6 条 起 債 の 目 的 、 限 度 額 、 起 債 の 方 法 、 利 率 及 び 償 還 の 方 法 は 、 次 の と お り と 定 め る 。		
(1) 起 債 の 目 的	施 設 整 備 工 事 費 及 び 医 療 備 品 購 入 費 等 に 充 て る た め 。	
(2) 限 度 額	1,708,000 千 円	
	市 民 病 院 建 設 改 良 費 等 充 当 企 業 債	1,119,000 千 円
	脳 卒 中 ・ 神 經 脊 椎 セ ン タ ー 建 設 改 良 費 充 当 企 業 債	414,000 千 円
	み な と 赤 十 字 病 院 建 設 改 良 費 充 当 企 業 債	175,000 千 円
(3) 起 債 の 方 法	ア 市 債 証 券 の 発 行 ま た は 普 通 貸 借 の 方 法 に よ る 。	
	イ 起 債 の 時 期 は 令 和 4 事 業 年 度 。 た だ し 、 そ の 全 部 ま た は 一 部 を 翌 年 度 以 後 に 繰 り 越 し 、 起 債 す る こ と が で き る 。	
(4) 利 率	年 5.0% 以 内	

ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

- (5) 償還の方法
- ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。
 - イ 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、10,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用。

(他会計からの補助金)

第9条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,038,793千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、17,694,373千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
(1) 取得する資産	備品	血管造影撮影装置	一式